区市町村障害者福祉主管課　障害者相談支援事業に関するアンケート
調査結果概要

※調査結果の詳細は、『都内区市町村障害者相談支援事業白書』（Ａ４判９１頁／８００円）に掲載しています。

Ⅰ　調査実施のあらまし

（１）調査名称　区市町村障害福祉主管課　障害者相談支援事業アンケート

（２）実施主体　社会福祉法人　東京都社会福祉協議会

（３）実施時期　平成２０年2月１４日～3月3日

※各設問は平成２０年１月現在の状況を記載。ただし、平成２０年５月に調査結果の速報を区市町村障害者福祉主管課に送付し、新年度の状況の変化がある場合には、追記をお願いした。

（４）調査対象　区市町村障害福祉主管課

（５）回収率　６２／６２区市町村（１００．０％）

（６）実施方法　郵送による調査票の送付、郵送による回収

（７）調査項目　①相談支援事業の実施状況、②相談支援事業の整備状況、③障害者相談支援のための窓口のエリア設定及び事業者間の役割分担の考え方、④申請からサービス実施までの流れにおける相談支援事業者間の役割分担の考え方、⑤サービス利用計画の作成状況、⑥市町村相談支援強化事業の実施状況、⑦地域自立支援協議会の設置状況、構成メンバー、検討課題、⑧障害福祉サービスの整備状況（1）サービスに結びつけることが困難なニーズ、⑵各サービスの提供体制ならびに第１期障害福祉計画の達成状況、提供体制確保の課題（訪問系サービス、日中活動系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス）、⑨区市町村独自の相談支援事業の工夫、⑩相談支援事業の課題

Ⅱ　調査結果のあらまし

1　相談支援事業の実施状況

○「相談支援事業」として「福祉サービスの利用援助」「社会資源を活用するための支援」など、サービス利用前の相談についてはほとんどの区市町村で取り組まれていますが、「ピアカウンセリング」や「権利擁護」などは区市町村によって取組み状況は異なり、また、委託によって実施している割合も高くなっています。
○特に「居住サポート事業」は取組みが少なくなっています。

2　相談支援事業の整備状況

○都内全体で一般相談を行う相談支援事業（委託を受けていない指定相談支援事業者を除く）の窓口は２０４ヵ所（平成２０年１月現在）が整備されており、６３．２%が「直営」、２５．０%が「社会福祉法人への委託」、９．８%が「ＮＰＯ法人への委託」となっています。
○相談支援事業の窓口の設置数は、２３区で１区あたり平均５．３ヵ所、市部では１市あたり平均２．５ヵ所となっており、複数の窓口を置く区市町村が多くみられます。全体の半数にあたる３１区市町村が、直営と委託の両方の窓口を設置しています。

図　相談支援事業の窓口の整備状況（全２０４ヵ所の内訳）

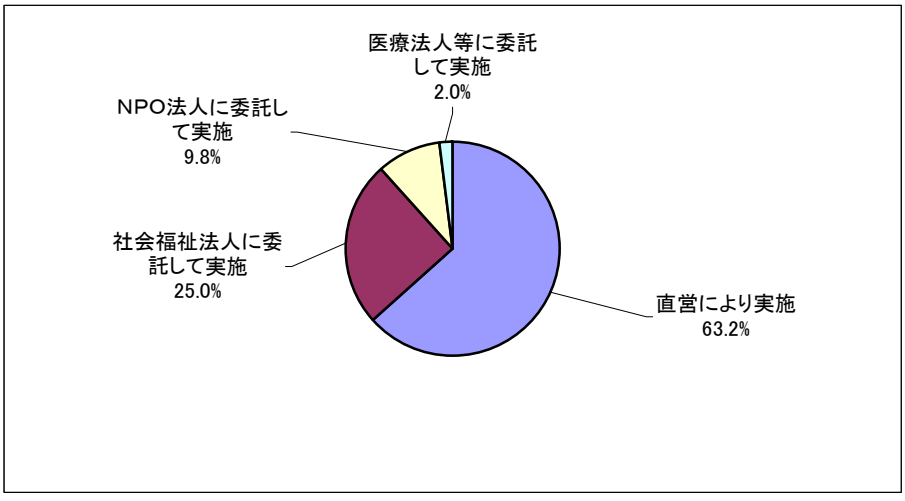

3　相談支援事業の窓口のエリア設定及び事業者の役割分担

○相談支援事業の窓口の役割分担では、複数の指定相談支援事業者に委託を行い、「身体・知的障害中心」と「精神障害中心」に役割分担を行う区市町村が多くみられます。このことから「身体・知的障害」と「精神障害」で相談窓口としてのノウハウの違いもみられますが、三障害に一元的に対応できる窓口の設置をめざす区市町村もみられます。また、基幹的なセンターを位置づけて、相談支援事業の窓口をバックアップする取組みもみられます。

○申請からサービス利用までの流れにおける相談支援事業者の関わりは、「申請前の総合的な相談」「申請の代行」「障害程度区分認定調査の一部委託」が中心となっており、障害者ケアマネジメントの確立はまだこれからの課題となっています。

4　サービス利用計画の作成状況

○平成２０年１月現在でサービス利用計画の作成実績があったのは１３区市にとどまっていますが、サービス利用にあたっての支援が必要なケースを中心に、作成件数が非常に多い区市もみられます。

5　地域自立支援協議会の設置状況

○東京都内における平成２０年１月現在の「地域自立支援協議会」の設置状況は、「設置済」が全国平均が５１％であるのに対して３３．９％となっており、「未設置」が多くなっています。既存のネットワークとの調整も課題とされています。

○「設置済」の２１区市のうち、９区市では身体・知的・精神の当事者団体が揃って参加しており、構成メンバーは福祉、教育、医療、雇用を横断した構成となっています。協議会で検討を行っている内容は、現在のところは「困難事例への対応」「障害福祉計画に関すること」が中心となっており、今後、関係機関の連携を活かした取組みに発展していくことが期待されます。

図　「地域自立支援協議会」設置状況（平成２０年１月現在）

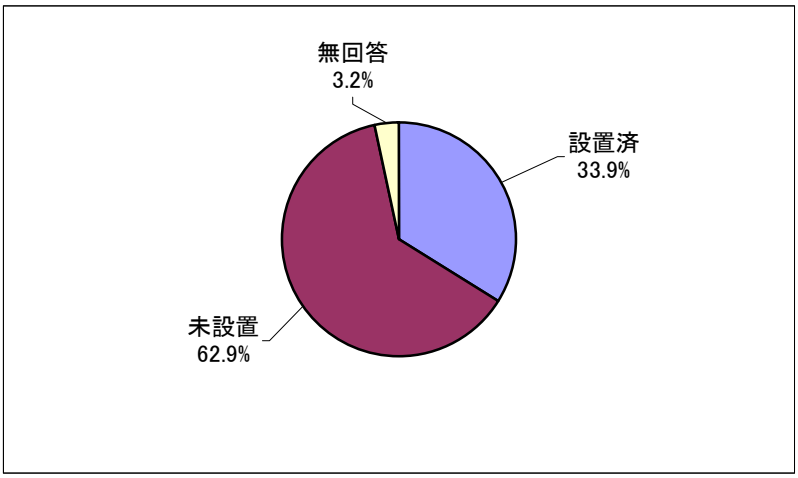

６　障害福祉サービスの整備状況

（１）サービスに結びつけることが困難なニーズ

○「サービスに結びつけることが困難なニーズ」には、支援ノウハウとサービスが十分にない「発達障害」「高次脳機能障害」のケース、医療的なケアを必要としたり行動障害を伴う方の「日中活動の場の確保」、「障害児の放課後対策」、「緊急時に対応できるサービスの不足」、「サービス導入を本人が拒否しているケース」などが挙げられています。

（２）サービスごとの提供体制の確保状況と第一期障害福祉計画の達成状況

○「提供体制の有無」では、とりわけ「重度障害者等包括支援」「自立訓練（生活訓練）」「自立訓練（機能訓練）」「療養介護」「就労継続支援（Ａ型・雇用あり）」が、提供体制を確保できている区市町村が３割以下にとどまっています。

○また、第一期障害福祉計画におけるニーズの見込量との関係で提供体制をみると、多くのサービスにおいて「ニーズに応じた提供体制の確保」が難しい状況がうかがえます。ここでも、「重度障害等包括支援」が非常に確保が困難となっています。さらに、「見込量以上にニーズがあり、サービスの提供体制の確保が困難」となっているサービスには、「移動支援」「児童デイサービス」「短期入所」「ケアホーム」「グループホーム」「就労移行支援」がみられ、とりわけ児童期から青年期における積極的なニーズへの対応が課題となっています。

図　提供体制のある区市町村の割合（サービス別）

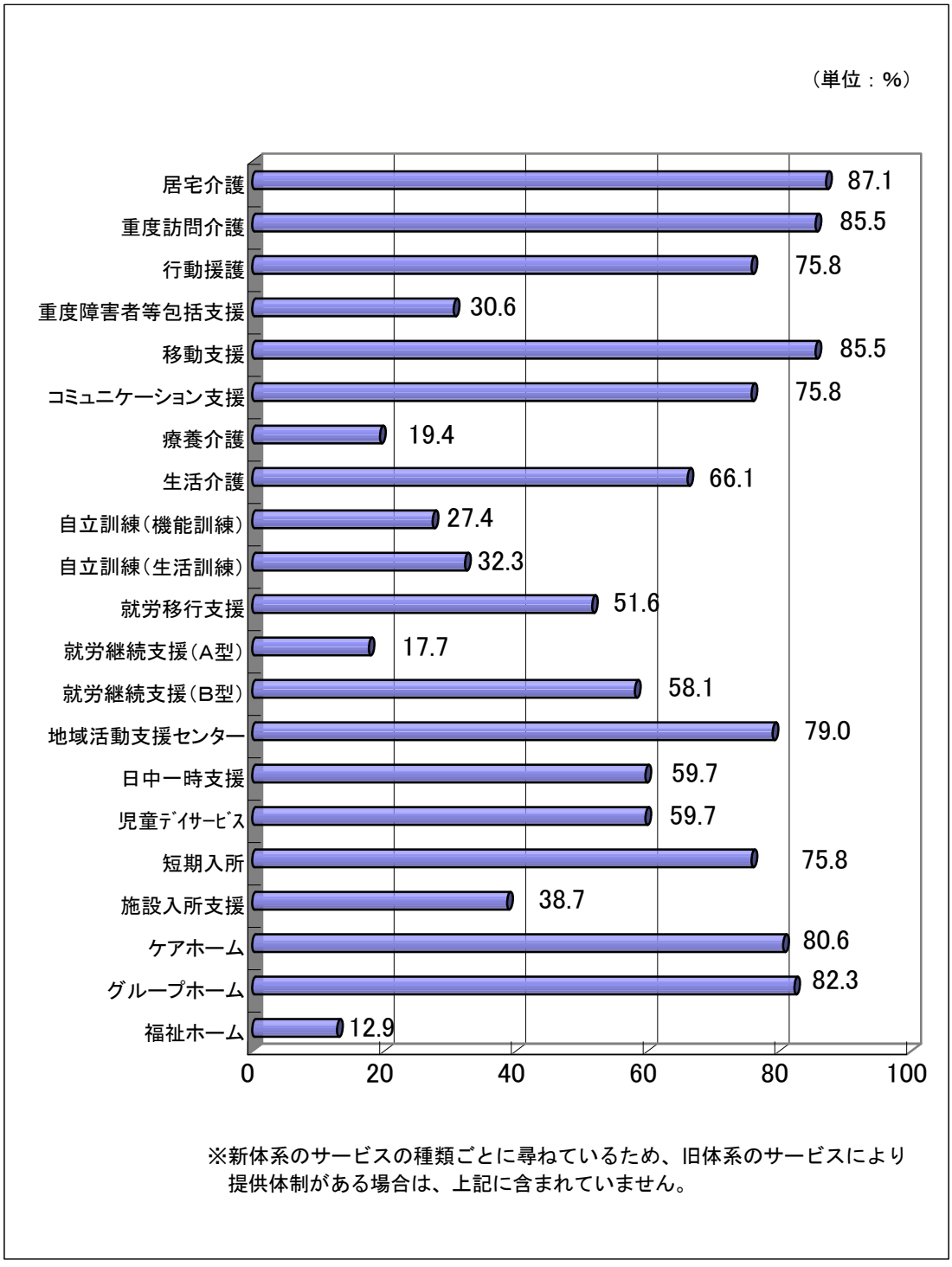

※新体系のサービスの種類ごとに尋ねているため、旧体系のサービスにより提供体制がある場合は、上記に含まれていません。

図　障害福祉計画の見込量に応じたニーズに対して提供体制が
確保できている区市町村の割合（サービス別）

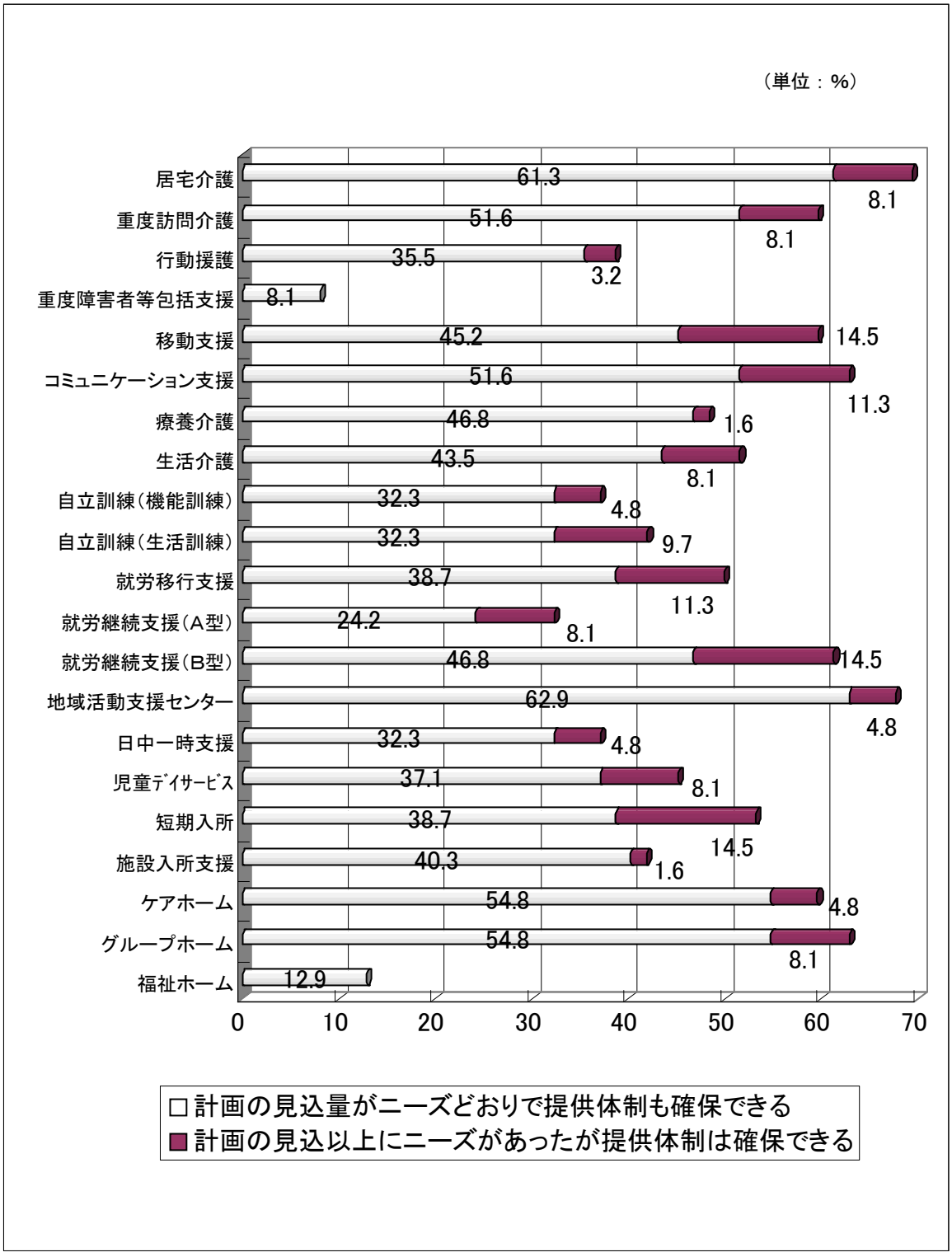

（3）サービス提供体制確保の課題

○「訪問系サービス」では、重度障害者等包括支援をはじめ、報酬単価の設定が厳しいサービスで事業者の参入が得にくいこと、ヘルパーの確保が困難となっていることなどが挙げられています。
○「日中活動系サービス」では、旧体系の施設や小規模作業所の新体系の円滑な移行、重複障害者や医療的ケアを必要とする方をはじめ日中活動の場に受け入れ先のないケースへの対応、障害児の放課後対策などが課題に挙げられています。
○「短期入所系サービス」では、事業者が少なく、遠方の事業者を利用せざるを得ない状況や緊急時の一時的な保護のニーズに対応できない状況が挙げられています。
○「居住系サービス」では、地域生活移行に伴うグループホーム・ケアホームの一層の整備が課題に挙げられています。

7　区市町村における相談支援事業の課題

○相談支援事業の課題には、「三障害に対応できる相談窓口のスキルアップ」「身体・知的、精神障害と窓口が異なっている場合に狭間となる重複障害などの対応」「区の窓口と相談支援事業者との役割分担」「サービス利用計画作成の取組み」「地域自立生活支援協議会の設置」「人材の確保」が挙げられています。